

# 国民健康保険対象の皆さんへ

**新しい国民健康保険証を7月中旬に簡易書留で送付します**

8月1日から使用する国民健康保険証の有効期限は令和6年7月31日です。

ただし、令和5年8月2日～令和6年7月31日に次の①②に該当する人は有効期限が短くなっています。

①75歳になる人：有効期限は誕生日の前日です。75歳の誕生日以降は後期高齢者医療保険に変わります。

②70歳になる人：有効期限は誕生日の末日（1日生まれの人は誕生日の前日）です。病院窓口での負担割合を記載した新しい保険証を送付します。

③70歳～74歳の人：有効期限は誕生日の翌月1日（1日生まれの人は誕生日）から使用してください。

## 病院窓口で支払う自己負担割合

70歳～74歳

医療機関を受診したときの自己負担割合は、住民税の課税標準額等によって判定します。※課税標準額とは、総所得

市役所グラウンドフロア  
保険年金課 ☎(21)1148

## 脱退について

現在国民健康保険に加入している人で、就職などによりほかの健康保険に加入した場合や、家族の健康保険の被扶養者となった場合などは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。

## 財政状況の公表 別杵速見広域圏 事務組合

令和4年度下半期の財政状況をホームページで公表しています。



別杵速見地域広域市町村圏事務組合 ☎(21)1126

## 別府海浜砂湯未 使用砂掛回数券 の返金

別府海浜砂湯の未使用回数券の返金は、温泉課で受付しています。手続の方法は、左記へお問い合わせいただくか、こちらで確認ください。

温泉課 ☎(21)1129



## 国民健康保険の限度額適用認定証の更新を 7月3日(月)から受け付けます

医療機関を受診したとき、限度額（所得区分によって異なります）を超えた自己負担分は申請により高額療養費として支給されます。ただし、あらかじめ限度額適用認定証（住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付を受けて、医療機関に提示すると、医療機関への支払いが自己負担限度額までになります。非課税世帯の人は入院時の食事代を減額することもできます。

70歳未満	課税世帯		更新が必要
	非課税世帯		更新が必要 ※食事代の減額あり
70歳～74歳	課税世帯	課税標準額 690万円以上	申請不要
		課税標準額 145万円以上 690万円未満	更新が必要
		課税標準額 145万円未満	申請不要
	非課税世帯		更新が必要 ※食事代の減額あり

### ■更新の申請期間 7月3日(月)～8月31日(木)

既に認定証をお持ちの人は、7月末で有効期限が切れますので、必要な人は8月末までに更新の手続をしてください。

※新規申請は随時受け付けます。その場合、申請月の初日から有効となり、

申請月前月までの受診分は対象外となりますのでご注意ください。

※国保税に滞納があると発行ができない場合があります。

### ■申請に必要なもの

①国民健康保険証 ②現在お持ちの認定証（更新者）

③持参できる人はマイナンバーカード

※非課税世帯の人で長期入院該当者（申請月以前の1年間で入院日数が91日以上ある人）は、入院日数を確認できる書類（領収書など）が必要です。

※出張所でも受付できますが、認定証は後日郵送になります。

申・問 保険年金課 ☎21-1148

# 後期高齢者医療 対象の皆さんへ

申問 市役所グランドフロア  
 保険年金課 ☎(21)1148

## 新しい保険証を 7月中旬に簡易書 留で送付します

現在の桃色の保険証の有効期限は7月末です。

8月以降は新しい保険証（水色、折りたたみ型）をお使いください。



※保険料額決定通知書とは別に送付します。

■新しい保険証の有効期限 令和6年7月31日

※裏面に臓器提供の意思表示ができます。

※『一部負担金の割合』は令和4年中の所得に基づいて判定されます。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和6年7月31日  
 被保険者番号 ○○○○○○  
 住所 大分県○○○○○○○○○○  
 氏名 ○○○○  
 生年月日 ○○○○年○○月○○日 性 ○  
 別 ○  
 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日  
 発効期日 平成○○年○○月○○日

注意事項  
 1 保険証を紛失等について影響を受けようとするときは、必ずこの保険証をその窓口で返してください。  
 2 保険料の滞りがないことを確認し、適切な保険料を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この保険証を返さなくてはなりません。  
 3 この保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この保険証を返して、保険者（後期高齢者医療広域連合）窓口の事務を、市町村に提出してください。  
 4 有効期限が経過したときは、この保険証を使用することはできません。従って、有効期限内でも有効期限等が変更された場合は、新しい保険証が交付されますので、お返しをお願いします。

(保険証イメージ)

▶今回送付する保険証の色は「水色」です。

## 令和5年度保険料額 決定通知書を7月中 旬に送付します

保険料の納め方については、特別徴収（年金からの引落し）と普通徴収（納付書での納付または口座振替）があります。納め方や保険料額、納期などは通知書をご確認ください。

現在発行している認定証の有効期限は7月31日です。令和5年度も住民税非課税世帯に属する人、または住民税課税所得が145万円以上690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する人は新規に申請ができます。

## 限度額適用・標準 負担額減額認定証

現在認定証をお持ちの人

現在発行している認定証の有効期限は7月31日です。令和5年度も住民税非課税世帯に属する人、または住民税課税所得が145万円以上690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する人には、7月中に新しい認定証を送付しますので、更新の手続きは不要です。

※昨年度と保険証の一部負担金の割合が変更となつた世帯は、認定証が送付されません。

た人たちの更生について理解を深め、明るい社会を築いていく全国的な運動です。

期間中、街頭での啓発活動をはじめ、各地区社会福祉協議会では、パレードや映画など様々なイベントが行われます。

高年齢者福祉課 ☎(21)1003

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中、仕事で納付に行けない」「社会保険に加入したけど日中仕事で脱退の手続に行けない」などお困りの人のために夜間窓口を開きます。

保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。

電話での納付相談なども受け付けます。

日時 7月13日(木)、26日(水) 17時30分～20時

申問 保険年金課 ☎(21)1148

社会を明るくする運動 犯罪や非行のない明るい社会をつくりましょう

7月は『第73回社会を明るくする運動』強調月間です。この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯し

## 無料体力測定会 (20～79歳対象)

日時 7月12日(水) 7月19日(水)

1部 9時30分～11時30分  
 2部 12時30分～14時30分  
 3部 15時～17時

場所 別府市総合体育館 (べっぶアリーナ)

内容 ①20～64歳 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・急歩または20mシャトルラン・立ち幅跳び

②65～79歳 握力・上体起こし・長座体前屈・開眼片足立ち・10m障害物歩行・6分間歩行

嬉しい特典あり！ 複数人で予約が可能。ぜひご家族やご友人と一緒に参加ください。

※終了時間は目安となっております。 ※予約の際は、日時をご指定のうえ申し込みください。

申問 別府市総合体育館 (べっぶアリーナ)

水曜日休館 ☎(21)2323



# 介護保険の利用者負担について

申問 市役所1階  
介護保険課 ☎(21)1463

## 介護保険負担割合証を7月中旬に送付します

要支援・要介護認定または総合事業の認定を受けている人を対象に、令和5年8月からの利用者負担の割合を示した「介護保険負担割合証」(桃色)を7月中旬に郵送します。

介護サービス利用時の利用者負担は基本的に1割負担ですが、65歳以上(第1号被保険者)の人で、前年中に一定以上の所得がある人は2割または3割負担になる場合があります(負担割合は令和4年中の所得金額などに基づき決定します)。

8月からの介護サービス利用時の利用者負担の割合を示す証明書になりますので、利用する介護サービス事業所などに負担割合証を提示してください。

### ■3割負担の対象となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、本人を含む同じ世帯の65歳以上の人の

年金収入とその他の合計所得金額が、一人世帯の場合340万円以上の人、2人以上の場合は合わせて463万円以上の人

### ■2割負担の対象となる人

本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、本人を含む同じ世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が、一人世帯の場合は280万円以上340万円未満の人。2人以上の場合は合わせて346万円以上463万円未満の人

### ■1割負担の対象となる人

住民税が非課税の人、本人の合計所得金額が160万円未満の人、生活保護を受給している人、64歳以下の人

## 介護保険の低所得者向け利用者負担軽減

### ■介護保険利用者負担限度額認定

介護保険施設(介護老人

福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・

介護医療院)・ショートステイでの食費・居住費について、低所得の人は申請により所得段階に応じて負担額の軽減が受けられます。

### 対象 生活保護を受給している人、または次の要件の全てを満たす人

- ①世帯全員が住民税非課税であること
- ②配偶者が別世帯でも住民税非課税であること
- ③預貯金などの額が一定額以下であること

### 申請に必要なもの

介護保険被保険者証、本人及び配偶者の預貯金通帳の写しなど  
※詳細はお問い合わせください。

### 注意事項

有効期間は申請月の月初日からとなります。

なお、継続して利用する人は、8月31日(木)までに窓口または郵便で更新の手続きが必要です。

### ■社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度

次の①～⑥を全て満たす人は、社会福祉法人が提供する施設及び訪問介護サービスなどの利用者負担額のうち、100分の25を軽減します。

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②単身世帯で年収150万円以下、預貯金350万円以下
- (二人増すごとに年収で50万円、預貯金で100万円を加算)
- ③活用できる資産がない
- ④親族などに扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

### ※介護保険施設・ショートステイでの食費・居住費の軽減については⑥も含む

⑥介護保険負担限度額認定証が交付されている  
申請に必要なもの  
介護保険被保険者証、印鑑、通帳(令和4年1月1日から現在まで記帳済みのもの)、年金改定通知書など

### 注意事項

有効期間は申請月の月初日からとなります。

なお、継続して利用する人は、7月14日(金)までに更新の手続きが必要です。

## おおいした夏の事故ゼロ運動

おこさずあわず事故ゼロ

夏は観光による交通量の増加や暑さからくる疲労などにより、交通事故の増加が懸念されます。ドライバードライバー、自転車利用者、歩行者はお互いに「横断歩道でのマナーアップ」を心がけて、「交通事故のない、安全で、安心なまち別府」を目指しましょう。

期間 7月14日(金)～20日(木)

☎(21)1134

## 身体ゆがみ測定会

日時 7月21日(金) 10時～19時

料金 2千円 定員先着23人

内容 身体を4方向から撮

影し、体のズレや筋肉の緊張・弛緩などを細かく

チェックします。

注意事項 事前予約を窓口

または電話でお申込みく

ださい。(7月1日(出)か

ら受付開始)スカートな

ど膨らみのある服装は測

定できません。

場所・申問 別府市総合体

育館(べっぴんアリーナ)

水曜日休館 ☎(21)2323



## ご存じですか 建築物の定期報告

今年度は飲食店・店舗・遊技場などが対象です

あなたが所有または管理している建築物は、廊下や階段が物置代わりになっていたり、防火戸が作動しなかったりしていませんか。これらを放置したままだと、災害時に人命に危険を

表1 定期報告が必要な建築物（Aの用途でBのいずれかに該当）

A：建築物の用途	B：規模など
劇場、映画館、演芸場	① 3階以上の階にあるもの（100㎡超） ② 客席部分の面積の合計が200㎡以上 ③ 主階が1階にないもの ④ 地階にあるもの（100㎡超）
観覧場、公会堂、集会場	① 3階以上の階にあるもの（100㎡超） ② 客席部分の面積の合計が200㎡以上 ③ 地階にあるもの（100㎡超）
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	① 3階以上の階にあるもの（100㎡超） ② 2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③ 対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上 ④ 地階にあるもの（100㎡超）
体育館（学校付属のものを除く）、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	① 3階以上の階にあるもの（100㎡超） ② 対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上

及ぼすことになりかねません。危険を予防するため、建築物の所有者または管理者は、定期的に専門技術者へ調査や検査を依頼し、その結果を報告することが建築基準法で義務付けられています。今年度は表1の建築物が定期報告の対象になりますので、建築物を所有または管理する人は建築士

表2 対象となる防火設備及び小荷物昇降機

種別	対象
小荷物昇降機	フロアタイプのものに限る
防火設備	① 定期報告対象となる建築物に設けられる防火設備 ② 以下にあげる用途のうち床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ・病院・診療所（患者の収容施設があるものに限る） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限る） ・就寝用途の児童福祉施設など

（設計事務所など）に相談し、必ず報告してください。  
報告期間 7月3日（月）～12月20日（水）  
また、表2の防火設備及び小荷物昇降機が従前の建築設備等に加え定期報告の対象となっています。  
※小荷物昇降機等の報告は大分県昇降機センターまで。  
報告・問 都市計画課  
☎(21)1487

## 高齢者世帯リフォーム支援事業

### 高齢者世帯の改修工事費用を補助します

（主にバリアフリー改修工事に関すること）

☎・問 高齢者福祉課

☎21-1442

#### 交付対象条件 次の全てに該当すること

- ・別府市に住所を有し、かつ居住している65歳以上の高齢者がいる世帯であること
- ・市税を完納している世帯であること
- ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満であること（世帯員に18歳～64歳の人がある場合の収入においては公的年金等を除く）
- ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

#### 施工者要件

- 次のいずれかに該当すること
- ・別府市内に主たる事業所（本店）を有する法人
  - ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

**住宅要件** 高齢者世帯が居住している住宅（※住宅所有者の同意が必要）

**対象工事** 高齢者用の居室（寝室等）の増築及び内装改修工事、バリアフリー改修工事など（30万円未満の工事は対象外）

**補助金額** 補助対象工事費の20%（上限30万円） **申請期間** 7月18日（火）～8月31日（木）  
※申請受付は先着順です。募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切ります。

**【注意事項】** 既に着工している工事は対象外です。



## 事業継続支援 相談窓口

日時

① 7月10日(月) 9時～16時

※1組約90分。4組まで。

② 7月24日(月)

10時30分～16時

(事業承継専門相談日)

※1組約90分。3組まで。

場所 別府商工会議所3階

特設ブース(中央町)

対象 【法人】本社が別府

市にあるもの

【個人事業主】主たる事

業所が別府市内にあるも

の、または代表者が別府

市に居住するもの

相談員 中小企業診断士、

大分県事業承継・引継ぎ

支援センター

エリアコーディネーター

持ち物 会社のパンフレッ

ト、決算書・申告書など

申込期限

① 7月7日(金) 17時まで

② 7月21日(金) 10時まで

※完全予約制です。

申込方法 市ホームページ

「事業継続

支援相談

窓口」か

ら申込み▼



※市ホームページから申込みできない事業者については、左記へ電話で申込み。

産業政策課

☎(21) 1132

## 消費生活相談

消費生活に関するトラブ

ルや契約・解約などの相談

を受けています。一人で悩

まず、お気軽にご相談くだ

さい。

日時 毎週月～金曜日

9時～16時30分

※祝日は除く。

相談員

消費生活専門相談員

場所 別府市消費生活センター

(市役所4階産業政策課内)

☎(21) 1881

## 税務署からの お知らせ

■インボイス制度に関する

質問は「ふたば」へ

インボイス制度に関する

質問は、国税庁ホームペー

ジ税務相談チャットボット

の「税務職員ふたば」にご

相談ください。

質問内容をメニューから

選択するか、文字を入力す

ると、人工知能(AI)が

自動でお答えします。土日・

夜間でも利用できます。詳

しくは、国税庁ホームペー

ジ「チャットボット(ふた

ば)に質問する」へ(パソ

コン及びスマートフォンか

らアクセスできます。)

こちらのコ

ードから利

用できます▼

別府税務署

☎(23) 2111



## 普通救命講習

日時 7月9日(日)

9時～12時

場所 消防本部4階会議室

※エレベーターはありません

内容 心肺蘇生法、AED

取扱い要領、止血法など

定員 30人(先着順)

※電話で左記へ申込み

※市民及び市内に通勤・通

学の人を対象とします。

※受講の際は、感染症対策

にご協力ください。

消防本部警防課

☎(25) 1124

申・問 子育て支援課

☎21-1427

## 三世帯同居世帯リフォーム支援事業

### 三世帯同居世帯の改修工事費用を補助します

交付対象条件 次の全てに該当すること

- ・別府市に住所を有し、18歳未満の子どもを含む三世帯以上で構成される世帯であること(出産・転居などにより申請日以降に三世帯同居となる世帯を含む)
- ・市税を完納している世帯であること
- ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

施工者要件

次のいずれかに該当すること

- ・別府市内に主たる事業所(本店)を有する法人
- ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

住宅要件 別府市内にある既存住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合も含む)

対象工事 ①玄関 ②トイレ ③浴室 ④キッチン

上記に掲げる4つの部位のうち、1部位以上を増設する工事

補助金額 補助対象工事費の50%(上限75万円) 申請期間 7月3日(月)～12月8日(金)

※1 申請受付は先着順です。なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切ります。

※2 昭和56年5月以前に建てられた耐震性の無い木造住宅で申請を行う場合は、リフォーム工事と併せて耐震改修工事を行うことが条件です。

※3 同時に行う世帯を区切るための間仕切り壁やドアの設置工事、省エネ改修工事(窓・外壁・屋根などの断熱化に係るもの)なども補助の対象です。

【注意事項】 既に着工している工事は対象外です。



## 危険ブロック塀等 除却費用の補助

**補助対象** コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造による塀

**補助要件** 次の①～④の全てに該当し、市が危険であると確認したブロック塀など

- ① 道路に面するもの
- ② 高さが1m以上のもの
- ③ ひび割れまたは傾きが認められるもの
- ④ 建築基準法第44条第1項（道路内の建築制限）の規定に違反していないもの

※右記のほか、公道に倒壊するおそれがあるなど、状況により対象となる場合があります。

※隣家との境界や敷地内の通路に面しているものは対象外

**補助対象者** 別府市内にブロック塀などを所有または管理し、ブロック塀などの除却を行う人

※ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- ・ 国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体
- ・ 補助申請を行う土地で、この補助金の交付を受けたことがある人

※この補助金によるブロック塀などの除却は、一面の土地につき一度のみです。

・ 交付決定前に業者との契約や除却工事を行った人

**補助金額** ブロック塀など除却費用の2分の1以内（上限7万円※千円未満切り捨て）

**申請期限**  
令和6年1月31日(水)まで  
※令和6年2月28日(水)までに完了報告ができるものに限りです。

※申請受付は先着順です。

なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切ります。

☎ 都市計画課 ☎(21)2570

## 災害への備えの強化

鉄輪地獄地帯公園と男女共同参画センターの2か所に防災備蓄倉庫を整備しました。2つの防災備蓄倉庫

は、災害時の緊急輸送路沿いに整備することにより、災害時に避難所へ速やかに物資を輸送することが可能となります。今後さらに備蓄物資を拡充し、災害への備えを強化します。

① 鉄輪地獄地帯公園防災施設（備蓄倉庫、防災研修所）



防災研修所は市民の皆様が利用できます。

**時間** 9時～21時  
**休館日** 年末年始（12月29日～1月3日）

**駐車場** 4台（普通車3台、車椅子1台）

**使用料** 1時間につき550円

詳細はこちら▼



- ② 男女共同参画センター「あすべっぷ」防災備蓄倉庫



☎ 防災危機管理課

☎(21)2255

## マイナンバーカード・マイナポイントの申請サポート窓口を開設します



【申請サポート窓口（7月）】

開催日	時間	場所
平日	9時～17時	市役所1階
3日(月)、11日(火) 27日(木)	9時～19時	市役所1階
22日(土)	9時～12時	市役所1階

【出張申請受付（7月）】

開催日	時間	場所
5日(水)	9時～16時	南部出張所
12日(水)	9時～16時	北部コミュニティーセンターあすなろ館
26日(水)	9時～16時	朝日大平山地区公民館
22日(土)、23日(日)	9時～18時	トキ八別府店2階

### 【マイナンバーカードの申請に必要なもの】

- ・ 二次元コード付き交付申請書または通知カード
- ・ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）



### ☎ 申請サポート 情報政策課（1階申請支援コーナー）

☎ 75-8521 平日8時30分～17時  
マイナンバー制度全般 マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎ 0120-95-0178  
9時30分～20時（土日祝は17時30分まで）

### 【マイナポイントの申込みに必要なもの】

※令和5年2月末までにカードの申請をした人が対象です。

- ① マイナンバーカード
  - ② カード取得時に設定した4桁のパスワード
  - ③ キャッシュレス決済（電子マネーや〇〇Pay、クレジットなど）で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン
  - ④ （公金受取口座の登録をする場合）ご本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号が必要です）
- ※健康保険証の利用申込みの際は、健康保険証は不要です。  
ポイントの申込みは令和5年9月末まで！お早めの申込みを！



# 市営住宅入居者募集

申問 別府市住宅管理センター  
☎(21)2200

## 申込期間

7月6日(木)～14日(金)

## 抽選日

7月22日(土)

## 申込期間中の窓口開設時間

平日 8時30分～19時  
※17時以降の場合は、当日17時まで予約してください。

## ◆一般公営住宅(12戸)

### 申込資格 次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)  
(単身者用住宅を除く)
- ②同居する親族がいる
- ※西別府B棟(多家族用)

については、入居世帯の人数が6人以上であること。

③市税を完納している

④入居申込者全員が暴行団員でない

⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以下

※条件により、所得の上限が緩和されることがあります。

### 単身で申し込む場合

上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当

- ⑥入居日時点で満60歳以上であること
- ⑦身体障がい者(身体障がい者手帳1級～4級)
- ⑧精神障がい者

(精神障害者保健福祉手帳1級～3級)

⑨知的障がい者(療育手帳A1～B2)

⑩生活保護受給者など

## ◆若年夫婦・若年単身者用住宅(2戸)

### 申込資格 一般公営住宅の申込資格③④に加え次の条件を全て満たしていること。

- ①持ち家がないこと
- ②控除後の月額所得が15万8千円以上25万9千円以下
- ③若年夫婦・若年単身者用住宅は令和5年9月1日現在の年齢が35歳以下の

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準	
鶴見	1	H	5	単身者・家族	
竹の内	1	I	3		
宮園	1	A	3		
上野口	1	A	3		
古賀口	1	C	2		
扇山	1	A	3	家族	
	1	C	1		
緑ヶ丘	1	B	2		
石田	1	A	4		
荘園	1	A	2		
小倉	1	A	1		
西別府(多家族)	1	B	6		
松原(特公賃)	1	—	3		若年夫婦・若年単身者
	1	—	7		

◆申込みには「マイナンバー」が必要です  
市営住宅の申込みには、来たる人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「マイナンバーカード」か「通知カード」と本人確認書類を忘れずにお持ちください。

人からなる夫婦で他に同居人がいないこと、または35歳以下の単身者

### ■申込方法

必要書類を添え、窓口または郵送で申込みを。

※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

### ■申込上の注意事項

- ①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。
- ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合も申込みができます。
- ②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は、入居できません。
- ③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。
- ④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。
- ⑤西別府住宅B棟(多家族用)については、入居期間を5年とし、以降毎年見直しを行います。

大分県住宅供給公社ウェブサイト  
(www.oita-jkk.jp)

「大分県住宅供給公社」↓

「市営住宅」↓「別府市営住宅」各出張所窓口

間取りのみ閲覧できます。

## 債務者相談会(要予約)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時 7月13日(木)

13時30分～16時30分

場所 市役所4階

4F-1会議室

定員 6人(先着順)

産業政策課

申問 ☎(21)1881

## 祝日のごみ収集

7月17日(月)祝日は、対象地区のごみの収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しください。収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、ご確認のうえお出しください。

生活環境課清掃事務所

☎(66)5353

## 人権に関する 各種講座

### ◆じんけんふれあい教室

日時 7月11日(火) 10時～12時  
場所 人権啓発センター  
(石垣東10丁目)

内容 陶芸教室

講師 ギャラリー・鈴音・火売  
陶芸工房 大西伸志さん

定員 10人  
参加費 千円

### ◆市民人権講座

日時 7月26日(水) 9時30分～12時  
場所 人権啓発センター  
(石垣東10丁目)

テーマ 部落差別問題

映画『破戒』(2022年・日本)  
119分

### ◆身近な人権講座

日時 7月28日(金) 14時～16時  
場所 朝日大平山地区公民館(火売)

テーマ 高齢者と人権

演題 将来の夢～自分なりの幸せについて考える～

講師 ヒューマンケアスクール大分 雪松太樹さん

※各講座に参加希望の人は電話で申込み。  
電話で申込み。

共生社会実現・部落差別解消推進課  
☎21-1291

## 原爆展パネルを貸し出します(無料)

被爆者の苦悩とたたかいが浮かびあがるよう、映像と証言を組み合わせて制作された「証言パネル」を貸し出します。地域や学校での平和学習などに活用してください。



▲パネルのサイズ B2版  
(縦73cm×横52cm)

貸出期間

7月3日(月)～9月29日(金)  
パネルの枚数 全30枚

☎ 社会教育課 ☎21-1587

## 人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。

日時 月～金曜日 9時～16時  
(受付15時30分まで)

※祝日、年末年始は除く。

場所・☎ 人権啓発センター  
(石垣東10丁目)  
☎23-6163

## わたしたちのねがい

### 性的少数者と人権 ～「多様な性の在り方」を受容しよう～

このところ、「性的少数者(セクシュアルマイノリティ)」という言葉や、または「LGBT」という言葉、そしてこれらの言葉に関係する話題を多く見聞きするようになりました。

- L (レズビアン) 同性を好きになる女性
- G (ゲイ) 同性を好きになる男性
- B (バイセクシュアル)

同性を好きになることも異性を好きになることもある人  
T (トランスジェンダー) 身体と心の性が異なっている人

性的少数者は、この「LGBT」の人たちだけではありません。例えば、

- ・自分の性について、迷っている人(クエスチョニング)、決めていない人
- ・性別を「男性」「女性」と二分することになじまない人
- ・誰にも恋愛感情を持たない人

このような、多様な性の在り方の人たちがいます。また、性的少数者について包括的に表す「クィア」という言い方もあります。

「LGBTQ」という言い方は、「LGBT」にクエスチョニングの「Q」を加えたものでもありますが、クィアの「Q」を加えたものでもあります。また、性的少数者に限らず、全ての人の性の在り方を反映した別の表現もされるようになっていきます。

以前であれば、性について、生まれたときの「身体の性(戸籍上の性別)」によって「男性」「女性」の二つに分けられ、また「心の性(自分がどの性別であるかの認識)」を問わないことが一般的でした。現在では、全ての人の「身体の性」と「心の性」は必ずしも一致するものではないこと、人の性の在り方は多様であることが認識されています。

しかし、職場や学校などでは、その多様性を受け入れられず、誤った認識に基づいた偏見によって差別されることで、生きづらさを感じている人もいます。

性の在り方は人の数だけあり、一人ひとり違って当たり前なのです。性的少数者と、その性の在り方の多様性を受容し、誰もが「ありのままの自分で生きることのできる、多様性を生かす別府、多様性を生かす社会」をつくっていきましょう。

**7月の無料人権相談** お気軽にご相談ください。

日時 12日(水) 10時～12時、13時～15時  
場所 市役所4階 4F-1会議室(予約優先)

☎ 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎21-1291

## 市営青山プールの25mプール 一般開放します

期間 7月22日(土)～8月27日(日)

※下記の大会開催予定日は使用できません。

7月23日(日)～27日(木)、7月30日(日)  
～8月1日(火)、6日(日)～7日(月)、  
20日(日)～21日(月)

時間 9時～17時 ※利用時間は変更有

料金 (1人2時間) 一般 280円  
高校生 210円、小・中学生 140円

使用上の注意事項

- ◆水着・スイミングキャップを着用してください。
- ◆幼児は無料ですが、保護者が一緒に泳いでください。子どもが遊泳中は、同伴の保護者の方は子どもから目を離さないようにしてください。
- ◆50mプール・飛び込みプールの一般開放はありません。

☎ 市営青山プール ☎21-8657  
別府市総合振興センター ☎84-7415





## 農地農業相談

日時 7月13日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員、農地利

用最適化推進委員

※予約は7月5日(水)までに電

話で左記へ申込み。

申請 農業委員会事務局

☎1178

## 発達に心配のある お子さんの就学相談会

令和6年度に小学校入学  
予定で、障がいなどにより

発達に心配のあるお子さん

の就学相談会を行います。

日時 9月19日(火)

9時30分～14時30分

※1人30分程度の予定

※秘密厳守で個別に行います。

場所 市役所5階大会議室ほか

内容 ①発達に心配のある

幼児への接し方②就学や

保育・教育に関すること

相談員 医師、学識経験者

特別支援学校及び小・中

学校関係者など

申込方法 8月10日(木)まで

に「就学相談票」を提出

申請 学校教育課 ☎11574

## 子どもに関する 弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、  
ぜひご相談ください。

日時 7月27日(木)16時～18時

場所 光の園子どもセンター

パーネム内(荘園8組)

内容 子どもや子育て環境

に関する悩みを、法律や

人権の観点から弁護士に

相談できます。

※1人30分程度。要予約。

電話で左記へ申込み。

申請 別府市子ども家庭総

合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

## 市町村民税非課税世帯の 子ども医療費受給資格者証の更新

- ・小中学生で、市町村民税非課税世帯での子ども医療費助成の受給をされている人は令和5年10月診療分以降引き続き助成を受けるためには申請が必要です。
- ・対象者に申請書をお送りします。  
申請書に必要事項を記入のうえ、対象児童の健康保険証の写しを貼付し、返信用封筒で申請書を返送してください。(生活保護受給者は対象外です)
- ・現在、市町村民税課税世帯の子ども医療受給資格者証をお持ちの人で、令和5年度(令和4年中)の市町村民税が非課税の世帯となった場合は申請により非課税世帯の子ども医療受給資格者証に切り替えることができます。申請を希望される人はお問い合わせください。

問 子育て支援課 ☎21-1427

## 別府市子育て世帯 訪問家事・育児支援事業

別府市では、家事・育児などに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児などの支援を行っています。家庭が抱える不安や悩みを聴き、養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的としています。

### 対象者

別府市に居住し、家事・育児などに対して不安・負担を抱えた子育て家庭及び支援の必要性が高い妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭

(例) ・食事、生活環境などで保護者の養育に支援が必要な家庭

- ・若年妊娠や出産前から支援が必要な妊婦のいる家庭
- ・家事や家族の世話・介護などで、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーがいる家庭

### 支援の内容

- ① 家事に関すること(食事の準備、洗濯、掃除、買い物代行支援など)
- ② 育児に関すること(おむつ交換、沐浴補助、保育所・病院などへの送迎支援など)

### 利用について

利用料: 有料(金額は所得により異なります。)  
利用を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

問 こども家庭課 ☎21-1239

6月1日から

## 病児保育室「青とそら」 を新設しました。

保育士と看護師が子どもたちを見守ってくれる病児保育。普通の保育園と同じように1日を過ごすことができます。

場所 青とそら 石垣東2丁目5番12号  
(プーアプーエテラ敷地内)

問合せ先 ☎80-7878

- 対象 生後6か月から小学校6年生までで次の要件を全て満たす児童
- ・大分県に住所がある人。
  - ・保護者が仕事などで家庭での育児が困難。
  - ・病気の回復期に至らないが、当面の急変が認められない場合。

利用時間 8時～18時(土曜日は13時まで)

利用料金 1日5時間以内 800円  
5～8時間以内 1,500円  
給食代 500円

休日 日曜・祝日・年末年始

問 子育て支援課 ☎21-1427

